

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東員町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東員町長

## 公表日

令和7年5月19日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</li><li>・児童手当又は特例給付の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</li><li>・未支払の児童手当又は特例給付の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</li><li>・一般受給資格者の前年所得状況の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</li><li>・児童手当の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求</li><li>・父母指定者の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</li></ul> <p>なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

(1)児童手当特定個人情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(児童手当関係情報)」が含まれる項)</li><li>・別表第2(第26・30・87・106の項)</li><li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44・53条</li></ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項)</li><li>・別表第2(第74・75の項)</li><li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2</li></ul>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長

## 6. 他の評価実施機関

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800
-----	---

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	子ども家庭課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2872
-----	--

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した
---------

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、諸業務において特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、下記のいずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	5の①部署	生活福祉部健康保険課	福祉部子ども家庭課	事後	
平成28年12月22日	5の②所属長	生活福祉部健康保険課長 小倉 奉昭	福祉部子ども家庭課長 佐藤 光広	事後	
平成28年12月22日	8連絡先	生活福祉部健康保険課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2805	福祉部子ども家庭課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2872	事後	
平成30年4月1日	5の②所属長	福祉部子ども家庭課長 佐藤 光広	福祉部子ども家庭課長 南部 里美	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	5の①部署	福祉部子ども家庭課	子ども家庭課	事前	
平成31年4月1日	5の②所属長	福祉部子ども家庭課長 南部 里美	子ども家庭課長	事前	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	7請求先	総務部総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800	事前	
平成31年4月1日	8連絡先	福祉部子ども家庭課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2872	子ども家庭課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2872	事前	
令和3年4月1日	4の②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄)(情報	事後	
令和3年4月1日	II 1. 及び2. いつ時点の計測か	2015/7/1	2021/3/1	事後	
令和3年8月27日	I 1②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた	事前	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」
令和3年8月27日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」
令和7年3月17日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更